



平成28年 2月29日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 バ リ ュ ー H R
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 田 美 智 雄
(コード番号：6078 東証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 本 部 長 遠 藤 良 恵
(TEL. 03-6380-1300)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年2月29日開催の取締役会において、平成28年3月29日開催予定の当社第15回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加し、併せて号数の変更を行うものであります。
 - (2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第28条（取締役の責任免除）及び第37条（監査役の責任免除）に所要の変更を行うものであります。
- なお、定款第28条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条（略） 第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 9. （略） （新設） <u>10. ～ 17.</u> （略） 第3条～第27条（略） 第28条（取締役の責任免除） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第29条～第36条（略） 第37条（監査役の責任免除） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に、</u> 任務を怠ったこと	第1条（現行どおり） 第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 9. （現行どおり） <u>10. 有料職業紹介業</u> <u>11. ～ 18.</u> （現行どおり） 第3条～第27条（現行どおり） 第28条（取締役の責任免除） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役を除く。）との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第29条～第36条（現行どおり） 第37条（監査役の責任免除） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に、</u> 任務を怠ったこと

ことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第38条～第45条 (略)	第38条～第45条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年3月29日
定款変更の効力発生日	平成28年3月29日

以 上